

# 個人番号利用目的通知書兼提供手順

当社は、貴殿および貴殿の扶養家族の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）を以下の目的で利用いたします。

- ① 給与所得の源泉徴収票作成事務
- ② 住民税徴収に関する事務
- ③ 雇用保険届出事務
- ④ 健康保険・厚生年金保険届出事務
- ⑤ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

※ みなさんへお渡しする源泉徴収票へのマイナンバーの記載はありません。

※ 当社グループ内で異動する場合は、再度マイナンバーの提供が必要になります。

## マイナンバー提供について

下記書類を入社時に用意してください。

1. 番号通知カード又は、個人番号カード及び個人番号記載の住民票（住民票の写しなどは、発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。切り取りはしないで下さい。） ※ 扶養親族分も必要です。
2. 本人確認書類（運転免許証等、下記注1の書類）  
※ 扶養親族分の本人確認書類は必要ありません

**注意：**番号通知カードは、2020年5月25日に廃止されているため、住所や氏名変更等での更新及び再交付はされていません。

2020年5月26日以降は新規でマイナンバーが付番される場合は個人番号通知書となります。  
氏名及び住所が住民票と異なる番号通知カードと個人番号通知書はマイナンバー証明書類とはなりません。

マイナンバーが記載されている住民票が番号確認書類となります。

入社当日、持参した書類を営業担当に提示してください。

営業担当が、マイナンバー当社控えのために1の書類を写真で撮ります。

※ マイナンバーを転記したものでは受付できませんので、当日原本、またはコピーを必ず持参してください。

写真を撮った後に書類はすべてお返ししますので紛失しない様にしてください。

注1：本人確認書類で認められる書類

運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

写真付きの証明書類がない場合には、以下の書類を2つ以上用意。

- ◇ 個人識別事項のある写真なし身分証明書
- ◇ 国民健康保険証、年金手帳
- ◇ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ◇ 国税・地方税の領収証、納税証明書又は国民健康保険料納付書
- ◇ 公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項のあるもの（発行後6ヶ月以内）
- ◇ 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行された写真なし公的書類（発行後6ヶ月以内）
- ◇ 源泉徴収票、給与支払通知書その他個人識別事項のある本人交付用税務書類。

2021年2月1日改定